

令和4年第10回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日（水）午後1時34分から2時36分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（10人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	野町	亜理
会長職務代理者	3番	大久保	暢夫
	4番	川島	一義
	5番	千光士	伊勢男
	7番	樋口	なぎさ
	8番	西岡	秀輝
	11番	西岡	大作
	13番	栗山	浩和
	14番	小松	豊喜

4. 欠席農業委員（4人）

6番	野村	勉
9番	有澤	節子
10番	福本	隆憲
12番	山内	芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第4条届出報告について

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 北村 博昭
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数14人、欠席4人、出席数10人であります。
欠席委員の6番野村委員、9番有澤委員、10番福本委員、12番山内委員は、所用のため欠席の届出がっております。
次に事務の概要報告をいたします。
9月30日に、国が整備しておりますeMAFF（イーマフ）地図への農地情報紐づけに関する説明会がリモートで開催され、北村次長が参加しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。
それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村） それでは、説明させていただきます。
議案書は、1ページをお開きください。
「報告第1号、農地法第3条の3届出について」ですが、今回は5件届出が出ています。
届出番号1番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり大井と黒瀬の21筆で、面積は全部で

5,459㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の15筆で、面積は全部で4,646.36㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居と僧津の2筆で、面積は全部で1,870㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木と下山の27筆で、面積は全部で11,002.21㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり大井と黒瀬の20筆で、面積は全部で2,166㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は8ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の1筆で、現況地目は畑で、面積は427㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、果樹が作付されております。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。

江川橋の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻などを栽培しています。今回の申請地は、果樹が作付けされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻などを栽培し、農業を営んでおられて、農業に従事する予定者、年間310日が1名、150日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が7,774㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹が作付されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、10月12日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、西岡秀輝委員お願いします。

8 番西岡秀輝委員 現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

議長 別がないようですので、採決をいたします。
「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、「議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。
続きまして、「報告第 3 号、農地法第 4 条届出報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 「報告第 3 号、農地法第 4 条届出報告について」説明いたします。
議案書は10ページをご覧ください。
農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自分の農地に200㎡未満の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回は1件の届出が出ています。
番号1番です。
申請者、申請地は、議案書に記載のとおりです。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、11ページに地図がございます。
農業用の倉庫を建てる届出となっております。
10月12日に野村勉委員、渡辺禎宏委員に現地確認していただきました。
周辺の農地からは、同意書が提出されております。
説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺推進委員 12日に確認に行ってきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 ただいまの「報告第 3 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。
(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。
続きまして、「議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」を議題とします。
申請番号 1 番については、野町亜理委員が関係者とな

りますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席を願います。

(野町委員 退席)

議長
事務局（弘井）

申請番号1番について、事務局が説明いたします。

「議案第4号の5条申請について」説明いたします。

申請番号1番です。

議案書は、12ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は29㎡で、転用目的は墓地の建築です。

場所は、13ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、特別養護老人ホーム八流荘の北東にある農地です。現地確認は、10月11日に栗山浩和委員、大野實委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたると判断しています。理由は、特定土地改良事業等の施行地であり、また、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、譲受人本人や配偶者及び親族の入る適当な墓地がないことから個人墓地用地を探していたところ、譲渡人から申請地の譲渡についての提案を受けました。申請地は自宅からの距離も適当で、車で訪れることもでき、必要な面積も確保できることから、墓地用地として最適であると判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人墓地用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は譲渡人所有の農地、南側は墓地、東側は公衆用道路を挟んで雑種地、西側は同意のある農地です。生活排水が発生す

る施設の設置は無く、雨水は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、申請地は土地改良事業の施行地ですが、事業を行う際、非農用地区域で用途は墓地と設定されていますので、問題はないと判断しています。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は、許可相当である」と判断いたします。

議長

現地確認委員の報告を、栗山浩和委員、お願いします。

13番栗山委員

先日、11日に確認に行っていました。先ほどの報告のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長

別になければ、採決いたします。

申請番号1番については、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号1番は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

(野町委員 着席)

議長

次に、申請番号2番について、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

申請番号2番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は284㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、14ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、西浜一ノ谷墓地の南にある農地です。

現地確認は、10月12日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたる判断をしています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人夫婦は現在、親

族所有の借家に家族3人で生活しているが、自動車専用道路の計画により移転を余儀なくされております。現住居は高台にあり津波浸水地域や急傾斜地崩落危険地域に該当しないため、近隣で適地を探したところ、現住居の隣接地である申請地を譲ってもらえることとなりました。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は道路を挟んで山林、南側は自動車専用道路予定地、東側は宅地、西側は譲渡人所有の農地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側隣接地内にある既設水路へ接続、雨水は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

議長
渡辺推進委員

現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

12日に確認に行ってきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長

別になければ、採決いたします。

申請番号2番については、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、申請番号2番は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進

法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は15ページになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で1,611㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

赤野叶岡集落の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で1,047㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

穴内六丁集落の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の農地1筆で、地目は田で、面積は892㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

消防防災センターの北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は1,721㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり1万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

黒鳥公民館の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次の申請番号5番から9番までの借受人は、同じです。

申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地2筆で、地目は田で、面積は3,578㎡です。

ショウガを栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は10アール当たり2万円の条件で再設定する計画です。

これから、現地の写真をお配りしますが、先ほどお伝えしたとおり、申請番号5番から9番までの借受人は同一で、隣り合う土地を貸借することから、現地写真はまとめて回させていただきますので、ご確認をお願いします。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

川北・堂ノ尾集落の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,225㎡です。

ショウガを栽培する予定で、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり2万円の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

申請番号5番の南隣りにある農地です。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,666㎡です。

ショウガを栽培する予定で、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり2万円の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。
申請番号6番の南隣りにある農地です。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,044㎡です。

ショウガを栽培する予定で、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり2万円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。
申請番号7番の南隣りにある農地です。

次に、申請番号9番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は814㎡です。

ショウガを栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり2万円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。
申請番号8番の南隣りにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号10番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は畑で、面積は664㎡です。

文旦を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、1万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。
井ノ口山田集落の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、栗山浩和委員、大野實委員に、申請番号2番は、野町亜理委員、長野榮徳委員に、申請番号3番と4番は、野村勉委員、渡辺禎宏委員に、申請番号5番から9番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号10番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、大野實委員、申請番

号2番は、野町亜理委員、申請番号3番と4番は、渡辺禎宏委員、申請番号5番から9番は、中平秀一委員、申請番号10番は、小松昌平委員、お願いします。

大野推進委員 申請番号1番です。11日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

2番野町委員 申請番号2番です。10月14日に長野さんと北村さんと現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

渡辺推進委員 申請番号3番と4番です。先ほどの説明のとおりです。

中平推進委員 申請番号5番から9番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

小松昌平推進委員 申請番号10番です。10月13日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)

議 長 別がないようですので、採決いたします。
「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員賛成です。
よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、まず上下水道課から説明いたします。

(清遠上下水道課長、佐伯工務係長 着席)

議 長 「安芸市水源地について」報告したいとのことですので、よろしくをお願いします。

(資料配布)

清遠上下水道課長 上下水道課の清遠です。よろしくお願います。

大事なライフラインである水道の、震災後の早期復旧に向けて検討している中で、津波浸水区域外に一つ主要な水源地が必要であろうという考えのもと、令和2年からいろいろ検討を加えてきました。その結果、有望な水源となる場所が確認できましたので、農業委員の皆さまに一度説明させていただきたいと思ひまして、本日はお時間をいただきました。

詳細な説明につきましては、係長の方からさせて

いただきます。よろしくお願ひします。

佐伯工務係長

お配りした資料、3枚。1枚目は航空写真、2枚目が切図、3枚目が用地実測図です。

それでは、説明します。

先ほどの課長の説明と重複する形になりますが、安芸市の水道、メインの水源が水道庁舎の地下に構えています。

皆さまご存知のとおり、今の市役所の周辺は、南海トラフの地震の際に浸水区域で、水道庁舎の2階の窓の半分あたりまでが水没する想定となっています。

地下の施設につきましては、防水扉があり、外部からの水は入らないようにしていますが、懸念されるのは液状化。それと津波によって地下水の急激な上昇により地下の水源の部屋が水没。電気がありますので、そうすると長期に使えません。それに伴う塩害化。塩が入るとなかなか水には変えられません。

それらのリスクを考えまして、新庁舎建設予定地の北側に県道高台寺川北線、野良時計の北の通り、これをずっと井ノ口の方に行って帯谷川と交わるところ、今お配りしている航空写真で赤色の三角で塗っている土地の地下水の調査しましたところ、かなり豊富な水があることが確認されました。

令和元年から関係する栃木堰土地改良区さん、周りの農家さん、下流で取水している植野野菜組合、菊水酒造、NKKさんにも説明しながら進めています、この土地で水源地を構える考えでいます。

所在地は、安芸市の井ノ口で、資料のとおりです。この用地を買収して新水源地を整備しようと考えています。

説明は簡単ですが、以上です。

事務局 長

上下水道課から説明がありましたが、質問等ございましたか。

清遠上下水道課長

補足ですが、水道庁舎の下の水源が使えなくなると、長期にわたって市民の皆さまに水道水が供給できなくなります。そういう事態が懸念されますので、かなり上流にはなりますが、新水源を整備することとさせていただいたものです。

大きな一つの要素として、津波の影響を受けない

ような対策がとれる地域ということで、新庁舎の建設地の西側で調査をしたところ、こういう場所のできるということが分かりました。現状は農地ですが、これを新水源地として整備することにさせていただいたということです。

5 番千光士委員 これは、帯谷川を挟むか。
清遠上下水道課長 挟みません。帯谷川の東側の三角地です。
5 番千光士委員 東側だけか。
清遠上下水道課長 東側だけです。
5 番千光士委員 切図で見たら・・・
佐伯工務係長 左側の高知県というのが河川で、右側の水色は水路になります。

恐らくは、昔県が買収してここへ川を付けているということだと思います。

清遠上下水道課長 説明させていただいたとおりですので、順次進みましたら、令和7年度くらいから本格的な新水源地の整備に着手する形になりますので、よろしく願います。

2 番野町委員 水質はどうですか。
佐伯工務係長 原水で、水道の項目39項目の試験をしてオクケーということです。

2 番野町委員 どれくらい掘り下げますか。
佐伯工務係長 約25から30メートルほど。周りの施設園芸で使っているのは、その上の層です。

水道で汲もうとしているのは、農家さんが使っている下の層に4、5メートルの遮断層、水を通さない層があって、その下にある層があったので、そこから汲もうとするものです。

(「遮断層があるので、問題ないということ」と呼ぶ者あり)

佐伯工務係長 用水試験を去年から行いました。渇水期と豊水期に。水道課の下で汲んでいるような、水をどんどん5日間、24時間汲みっぱなしで。周りの田んぼを借りて水位計を設置して、浅いところの水位と、深いところの水位の動きを見ました。下をどんどん吸っても、上の水位は動かなかった。それが繋がっていたら、水位が動くはずですが。

その辺は、改良区さんにも、NKKさんにも説明させていただきました。

事務局 長

この事業は農業委員会で許可が必要なものではないんですが、今は農地ですが計画で使うこととなるという説明をさせていただいたということです。

他に質問が無ければ、以上になります。よろしいですか。

(清遠上下水道課長、佐伯工務係長 退席)

議 長

それでは、次に事務局から説明があります。

事務局 (北村)

私の方から、その他の件で、3点あります。

1点目は、来月の定例会の開催予定です。

来月の定例会は、11月28日の月曜日の予定です。よろしくお願いいたします。

2点目は、新規就農者への相談会について、確認したいと思います。

今年の農業委員会の目標として、新規参入の促進で、相談会への参加を挙げています。その際には、大阪もしくは東京での相談会にリモートで、現地に居ながら参加する形を挙げていましたが、新型コロナの感染が今少し落ち着いてきていることから、11月26日土曜日に大阪で開催される相談会に市の農林課が対面方式で参加する予定で進めています。

市の職員が1名参加予定です。本日は急な話ですが、「市の職員に、どなたか同行していただけるかどうか」お伺いしたいと思います。

前日の25日の夕方に大阪入りまして1泊し、翌日相談会に参加、夕方終了後に帰ってくる日程となります。行ってくださる方いらっしゃったら。急な話ですが。ご相談ということで。

事務局 長

急な話なので、期限を決めて何日までにとか。

事務局 (北村)

そしたら、一週間くらいの間で、可能な方にご連絡ください。

事務局 長

相談では、制度的なことは農林課の職員が対応しますが、農地の確保とかいったことで相談があったときに対応願うようなことになるのかと思います。

事務局 (北村)

旅費は、こちらで準備します。

それと、本日の議案書に同封しておりましたが、11月12日に開催予定の「農業体験ツアー」のチラシを送らせていただいています。市の農林課が事務局で開催の準備を進めており、現在6名ほどの参加がありそうとのことです。

この催しには、委員の中でも参加される方がいるとお聞きしています。以上、ご紹介とともに、意見交換会もあるようですので、参加される方がおられましたら、ご連絡ください。

それと、今年は開催されませんでした。大阪、東京ではなく、高

知市で共同開催される相談会も今後再開されるかもしれませんが、その際には、委員の皆さまにご協力をお願いすることがあると思いますので、今年はありませんが、よろしくお願いいたします。

それが2点目となります。

最後、3点目は、非農地判断についてです。

先日、議案書と一緒に非農地判断マニュアルというのをお配りいたしました。

非農地判断は、農業委員会が台帳に「農地」として登録している土地について、現況が「農地以外」であることを確認し、判断するという作業になります。

3月の定例会で、事務処理要領を定めています。

具体的には、利用状況調査（農地パトロール等）で発見した場合や、農地所有者から判断願いが提出された場合に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と、事務局職員が現況調査を行うということで、処理を定めています。

届出があったら、全てが認められるというわけではなくて、発見された遊休農地や、判断願いがあった遊休農地のうち、その農地の継続した利用が地理的に困難と認められ、今後もそれらの困難を改善する整備が計画されていない場合に限られます。

具体的には、周辺が山林化等で日照が妨げられたり、鳥獣被害が多く、作物の生育に著しい支障が予想される場合や、周辺農地の山林化により隔離され、その農地に至ることが著しく困難である場合などが考えられます。

このたび、非農地判断について、実施手順や対象農地のマニュアル化について要望があったことから、全国農業会議所が農林水産省とも調整の上作成したマニュアルが送られてきましたので、情報共有のため、皆さまに今回送らせていただきました。

現状として、「非農地証明」の申請があったものについて、委員会で審査して証明書を発行したものについては、地目の変更登記などの手続きが行われています。

それと別に、地理的条件が厳しい農地で遊休農地となっている場合について、委員の皆さまの調査に基づく「非農地判断」を行うことで、農地台帳の適切な管理に、今後取り組んでいく必要があると思います。

非農地判断した場合には、県に報告するようになっておりますが、県内では一部の町村からの届出があるようですが、まだ取り組みは進んでいないようです。

事務局としても、県内外の取り組み事例を確認して、今後の取り組みにつなげていければと考えています。

今回、送らせていただいた資料を見て、何か意見等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事務局(北村) そしたら、今後研究しながら取り組んでいきたいと思
います。その際は、ご協力をお願いします。

私からは、以上になります。

事務局(弘井) あと、活動記録簿、9月までの実績を県の方に提出する
ようになってます。提出がまだの方はよろしくお願
いします。

議長 以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしま
した。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年11月28日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員